

入札公告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和7年4月21日

小林市長 宮原 義久



記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度 北西方21地区地籍調査事業業務委託
- (2) 業務場所 小林市北西方 字 牟田前・北牟田
- (3) 履行期間 契約の日から令和8年3月19日まで
- (4) 業務概要 上記業務場所において、C工程（地籍図根三角点測量、三角点の設置）、E1工程（素図作成）を実施する。
地籍調査業務 1式（調査面積=0.68k㎡）
- (5) 設計価格 5,463,000円（税込）（事前公表）
- (6) 最低制限価格 設定なし
- (7) 入札保証金 要（入札に参加する者が納付すべき入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上とします。）ただし、小林市財務規則（平成18年小林市規則第64号）第99条に該当する場合は、納付の免除を受けることができます。
- (8) 契約保証金 要（契約を締結する者が納付すべき契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。）ただし、小林市財務規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。
- (9) 支払条件 前払い 委託金額の3割以内
部分払い なし

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本委託業務に係る入札に参加する資格は、開札日当日において次の要件のいずれにも該当するものとする。

資格要件	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しない者であること。 (2) 小林市競争入札の参加者資格等に関する要綱（平成19年小林市告示第163号）第7条第1項の規定により競争入札参加資格に認定された者であること。 (3) 入札公告日から開札日までのいずれの日においても、小林市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱（平成19年小林市告示第165号）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。 (4) 手形交換所における取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項にそれぞれ規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、第2号に掲げる競争入札参加資格に認定された者であること。 (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。 (7) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けている者であること。 (8) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による補償コンサルタントの登録を受けている者であること。 (9) 小林市に主たる営業所（本店）を有する者であること。 (10) 入札公告日から過去5年間に於いて、国又は地方公共団体の発注による測量業務について実績がある者であること。 (11) 測量法第48条第1項に規定する測量士を3人以上有している者であること。
------	--

3 入札説明書等の閲覧等

以下の書類について、市ホームページ上で閲覧に供します。

閲覧（掲載）期間：令和7年4月21日から令和7年5月7日

- (1) 入札公告の写し
- (2) 特記仕様書
- (3) 設計書
- (4) 調査計画図

4 入札参加手続

入札に参加しようとする者は、下記6「入札参加届出受付期間」中に入札参加申請書を提出すること。

提出場所 小林市細野300番地 小林市役所 税務課地籍調査グループ（直接持参）

5 入札方法

- (1) 開札後に落札候補者に必要書類の提出を求め、入札参加資格を確認する条件付一般競争入札（事後審査型）とする。
- (2) 入札書を下記6「開札場所」に持参すること。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 入札金額は、委託内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 再度入札は1回とする。（第1回を含めて計2回）

6 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札説明書等閲覧	令和7年4月21日 から 令和7年5月7日 まで	小林市ホームページ（入札・閲覧）で閲覧・ダウンロード可
質問の受付	令和7年4月21日 から 令和7年5月1日 まで	電子メール（入札に関する質問票）で送付すること。 アドレス：k_zeimu@city.kobayashi.lg.jp
回答の閲覧	令和7年4月21日 から 令和7年5月8日 まで	小林市ホームページ（入札・契約）に掲示
入札参加届出 受付期間	令和7年4月21日 午前8時30分 から 令和7年5月1日 午後5時15分 まで ※ただし、受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日は除く。	
開札日時	令和7年5月8日 午前10時	開札場所：小林市役所 本館2階 第1会議室 ※入札時には、入札書を提出すること。

7 入札参加資格審査

開札時点では、落札を保留して、設計価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（同額の場合は、くじにより決定します。）を落札候補者として入札参加資格の審査を行います。

また、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた者は、開札日の翌日（休日を除く）から起算して2日以内の日の午後5時15分までに次の書類を小林市役所税務課地籍調査グループまで直接持参すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けていることを証する書類の写し
- (3) 補償コンサルタントの登録を受けていることを証する書類の写し
- (4) 業務実績に関する契約書及び業務完了検査書の写し
- (5) 管理技術者及び照査技術者の資格を証する書類の写し

8 落札者の決定

落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定し、その旨を通知する。

9 契約書の要否 要（契約書は、本市所定のものを使用し、落札者の決定後7日以内に契約を締結しなければならない。）

10 入札に関する無効事項

- (1) 小林市財務規則第102条の4各号に該当する場合
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 小林市地籍調査事業業務委託に係る条件付一般競争入札（事後審査型）実施要領（令和5年小林市告示第28号）（以下「実施要領」という。）及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (4) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

11 談合その他不正行為の対応について

本入札について、談合等その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応します。

12 その他の事項

- (1) 無効事項に該当する入札者は、再度入札に参加できません。
- (2) 入札書は本人が提出すること。代理人のときは、必ず委任状を添えること。
- (3) その他、地方自治法、同法施行令、小林市財務規則等の関係規定に従うこと。
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) この公告に定めのない事項は、「実施要領」を適用する。